

刑 法 (配点 60 点)**【問題】**

以下の事例に基づき、甲及び乙の罪責を論ぜよ（なお、特別法違反の点は除く）。

- 1 甲（男性、25歳）は、高校時代に暴走族グループに所属する等の非行歴を有していたが、高校卒業後は暴走族グループを抜け、飲食店に店員として勤務するようになった。しかし、かつての暴走族グループの仲間であった友人の乙（男性、25歳）から競馬やパチンコ等のギャンブルに誘われたことをきっかけに、ギャンブル遊びに没頭してしまい、毎月の給料のほとんどをギャンブルにつぎ込んでいくようになっていった。そして、ついには消費者金融に100万円の借金をするまでになった。
- 2 平成29年7月10日、消費者金融の借金返済日が近づいているものの、まとまった金を用意することができないでいた甲は、落胆したまま近所のA公園に赴いた。すると、そのときA公園は無人であったが、A公園の端に設置されている木製のベンチに女性物のトートバッグが置かれているのが目にとまった。甲は、誰かの落とし物だろうかと考え、そのトートバッグに近づいて中身を見てみると、V名義のB銀行の預金通帳と同銀行のキャッシュカード、V名義の保険証、Vの印鑑が入っていることがわかった。トートバッグの中身を確認した甲はVの落とし物に違いないと思ったが、「トートバッグに入っていた印鑑はB銀行の届出印かもしれないし、キャッシュカードの暗証番号は保険証にヒントがあるかもしれない。とにかく、トートバッグの中身を使えば、B銀行にあるVの預金を手に入れることができるかもしれない。」と即座に考え、周囲にひと気がないことを奇貨として、トートバッグを掴んで自宅アパートまで持ち去った。なお、このトートバッグは甲がA公園に来る2時間前に、VがA公園端のベンチに置き忘れていた物であった。
- 3 自宅に帰った甲は、VがB銀行に対し預金口座の取引停止措置等を講じる前にどうかVの口座の預金を手に入れられないだろうかと思案し、まず、トートバッグの中に入っていた通帳と印鑑を用いてB銀行窓口で直接口座預金を引き出す方法はどうかと考えたが、トートバッグに入っている印鑑がB銀行の届出印ではないかもしれないし、窓口係員に本人確認を求められたら厄介だと考え直した。そして、V名義のキャッシュカードがあるのだから、B銀行の現金自動預払機（以下、ATM機）にV名義のキャッシュカードを入れて、V名義の保険証に掲載されている個人情報から暗証番号を推測して入力し、口座預金を引き出す方法を試してみることにした。そこで、甲は、さっそく最寄りのB銀行C支店設置のATM機コーナーに赴くと、1台のATM機にV名義のキャッシュカードを挿入し、液晶パネルの「お引き出し」と表示された部分を押しした後、Vの保険証に記

載されている V の生年月日の月日に該当する「1 2 2 3」を暗証番号として入力してみることにした。すると、ATM 機が正常に作動したので、甲は「1 2 2 3」が暗証番号であることを確信した。引き続き、甲は引き出し金額の入力の際に、ATM 機の一日の引き出し上限額の 50 万円を入力して V の口座預金の引き出しを試みたが、残高不足で引き出すことができなかつたため、V の口座預金の残高を確認したところ 350 円しかないことがわかった。そこで、甲は諦めてその後の手続きを取り消し、返却された V 名義のキャッシュカードを受け取って再び自宅に帰宅した。

4 自宅に帰った甲は、V のトートバッグに入っていた物を使ってどうにか大金を手に入れられないかと熟考した結果、中学時代の友人で同じ暴走族グループの仲間であった X の祖母 Y（女性、76 歳）が資産家でかなりの大金を有しており、また、X に高額なオートバイや高級ブランドの時計をプレゼントする等、X を甘やかしていたことを思い出し、Y から金をだまし取れないだろうかと思うに至った。甲は、Y が一人暮らしをしている自宅の電話番号を X から聞いていたことがあり、また、ちょうど X が地方へツーリング旅行に出かけていることを知っていたので、X であるかのように偽って Y の自宅に電話をかけ、Y に対し、ツーリングの旅行中に事故を起こしてしまい、示談金として相手の口座に 150 万円を振り込まなければならないと嘘をついて、V の口座に 150 万円を振り込ませようと考えた。そこで、甲は、自分の携帯電話を使い、非通知で Y の自宅の電話番号に電話をかけた。数コール後に Y が電話口に出ると、甲は、すすり泣く声を出しながら「もしもし、俺だよ。X だよ。どうしよう……。俺、ツーリング旅行先で暴力団の車と衝突しちゃって……。相手が『すぐに示談金 150 万払わなきゃどうなるかわかってんだろうな』って言うてるんだ。すごく怖いやつらが 3 人もいて、俺、どうなるかわかんないよ。助けてくれないか。」と伝えた。すると、Y は X がツーリング旅行に出かけていることを知っていたので、この電話は X からの電話に違いないと信じ、「150 万円くらい私がなんとかしてやるよ」と答えた。そこで、甲は Y に対し、事故の相手方の口座番号だと言って V 名義の預金口座の番号を教え、1 時間後にまた Y の自宅に電話をかけて連絡をとるので、それまでに 150 万円を振り込んでほしい旨を伝えた。Y はそれを了承して電話を切ると、急いで B 銀行 D 支店に赴き、銀行窓口で V 名義の預金口座に 150 万円を振り込む手続きを行った後、Y の自宅に帰宅した。

5 甲が Y の自宅に電話をかけた 1 時間後、甲が再び X と偽って Y の自宅に電話をかけたところ、電話に出た Y から V 名義の口座に 150 万円の振り込みを済ませた旨を聞いたので、Y に礼を言って電話を切った。そして、その 30 分後、再び V 名義のキャッシュカードを持って B 銀行 C 支店の ATM 機コーナーに赴き、V 名義の預金口座から金員を引き出そうと考え、再び ATM 機に V 名義のキャッシュカードを挿入し、「1 2 2 3」の暗証番号を入力して 50 万円の引き出しを試みたところ、ATM 機から 50 万円を引き出

すことができ、また、その際に ATM 機の液晶パネルに残高 100 万 350 円が表示されたので、間違いなく Y が 150 万円を V 名義の預金口座に振り込んだことを確認することができた。50 万円を取得した甲は、ATM 機から返却された V 名義のキャッシュカードを受け取ってすぐに自宅に帰宅した。

6 自宅に帰った甲は、V の口座内にある残高 100 万円をできるだけ早く引き出してしまいたいと思ったが、ATM 機では 1 日 50 万円までしか引き出せないことと、銀行窓口での引き出しであればもっと高額引き出しができるもののやはり危険が伴うため、仕方なく翌日、翌々日と ATM 機から V 名義のキャッシュカードを使用して 50 万円ずつ引き出すこととした。しかし、連日同じ人物が B 銀行 C 支店の ATM 機で 50 万円ずつ引き出すというのも目立ってしまうかもしれないと考えた甲は、同じく金に困っている乙に事情を話し、ある程度の報酬を与えて、自身のかわりに ATM 機から 50 万円を引き出す役割を依頼しようと考えた。

7 その後、甲は、乙が一人暮らしをしている自宅アパートに赴き、乙に対し上記 4 ないし 6 の事情を明かした上で、翌日、V 名義の口座から 50 万円を引き出してくれれば報酬として 5 万円を支払う旨申し向けたところ、乙も金に困っていたこともあってすぐにそれを了承した。甲は、乙に V 名義のキャッシュカードを手渡してその暗証番号を教えつつ、翌々日の 50 万円の引き出しは甲自身で行うので、乙は翌日のみ ATM 機で 50 万円を引き出してくれればよいこと、また、翌日の夜に引き出した 50 万円と V 名義のキャッシュカードを甲の自宅に返却しに来てくれれば、その場で 5 万円の報酬を支払うことを伝えた上で乙の自宅を後にした。

8 翌日午後 1 時頃、乙は、甲から受け取った V 名義のキャッシュカードを持って B 銀行 C 支店の ATM 機コーナーに赴いた。乙は、V 名義の口座から預金を引き出すため、ATM 機に V 名義のキャッシュカードを挿入し、引き続き甲から聞いた暗証番号を入力しようとしたが、乙は甲から聞いた暗証番号を誤って記憶していたため、暗証番号の入力の際に ATM 機にエラーを起こしてしまった。それを見ていた B 銀行 C 支店の銀行員 Z が乙のもとに駆け寄り「何かお困りですか」と声をかけたところ、乙は、Z に自分の犯行が発覚し、捕まえにきたものと即断したため、捕まっていたまるかとの意思で Z の胸部付近に自身の右肩を向け、全体重をかけて突進するような形で Z を力強く突き飛ばした。すると Z はその勢いで仰向けに倒れるとともに、加療約 2 週間を要する胸部打撲を負った。また、乙は Z が倒れた隙をついて、V 名義のキャッシュカードを握りしめてその場を逃走した。なお、このとき Z は乙の ATM 機使用に関する犯行を認識しておらず、ただ乙に対し操作に関する手助けをしようとの意思で近づいたものであった。